



SGP株式会社

保証委託契約書

保証No.

お申込みFAX番号 050-3457-7909

お問合せTEL番号 042-370-1339

契約内容	物件名	〇〇マンション			部屋番号	101号室	月額賃料等 合計額 (保証対象額)	¥100,000
	フリガナ	トウキョウトフチュウシシミズガオカ					賃料	¥80,000
	住所	〒 000-0000	東京都府中市清水が丘1-2-3				管理費共益費	¥5,000
							駐車場代	¥15,000
	保証形態	集金代行		物件用途	住居	賃料支払日	毎月 27 日	
	敷金 金額	1 ヶ月 ¥80,000	礼金 金額	1 ヶ月 ¥80,000	入居予定日 (西暦)	2023年4月1日	保証プラン	Bプラン
	初回保証料	¥ 50,000					保証限度額	¥ 2,400,000

賃借人 (甲)	フリガナ	ホシヨウ タロウ			印	生年月日	1990年1月1日	性別	連絡先 (携帯)	090-1234-5678
	氏名	保証 太郎					(満 33 歳)	男		
	フリガナ	トウキョウチヨウフシツツジガオカ								
	現住所	〒 000-0000	東京都調布市つつじが丘〇-〇-〇 〇〇マンション101							

保証会社 (乙)	183-0015	集金代行の場合は	お振込先							
	東京都府中市清水が丘3-23-14 清水ヶ丘ビル401 SGP株式会社 代表取締役 中澤 隆二	26日までに こちらへお振込みください	多摩信用金庫	東府中支店	普通預金					
			エスジーピー(カ)	0	2	5	1	2	3	2

取扱代理店	TEL		ご担当者様
住所	FAX		

保証委託契約

大切な部分ですので、ご契約前に下記内容を必ず一読くださいますようお願いいたします。

<p>賃借人(以下「甲」という。)とSGP株式会社(以下「乙」という。)は、次の通り契約(以下「本契約」という。)を締結します。</p> <p>第1条(保証委託)</p> <p>1.甲は乙に対し、甲が賃借する物件(以下「本物件」という。)に関する賃貸借契約(一時使用契約・利用契約を含む、以下「原契約等」という。)に基づいて発生する債務についての保証を委託し、乙はこれを受託します。</p> <p>2.本契約は、甲及び賃借人が本契約を締結(署名・捺印)し、甲が初回保証料を支払ったときに成立するものとします。</p> <p>第2条(敷金等の預り金の取扱い)</p> <p>原契約等に基づいて甲が賃借人に預託した敷金等の預り金については、本物件の完了後、甲の未払賃料等及び原状回復費用に充当した後に余りが生じた場合には、甲が乙に支払うべき未払債務に充当されるものとします。</p> <p>第3条(保証料)</p> <p>1.甲は、乙が保証委託を受け、前条の集金及び送金業務を行う報酬として、保証委託契約申込書記載の保証料を乙の定める方法により支払います。</p> <p>2.原契約等が中途解約され、本契約が解約された場合でも、乙は支払われた保証料の返還義務を負わないものとします。</p> <p>第4条(契約期間)</p> <p>1.本契約の契約期間は、契約締結日より、原契約等の解約又は解除される日までとします。なお、原契約等が更新された場合は、本契約の契約期間も自動的に更新されるものとします。</p> <p>2.本契約は、次の場合に終了するものとします。</p> <p>(1)原契約等が終了し明渡し及び完了した場合</p> <p>(2)賃借人が本物件を第三者に売却した場合。但し、新賃借人及び乙が保証継続を希望し、乙所定の手続きを行った場合を除く。</p> <p>(3)原契約等で転貸を認める場合でも、甲、入居者・使用者・利用者が変更した場合。</p> <p>第5条(保証範囲)</p> <p>乙は、原契約書に明記されていることを条件として、次の各号に該当する債務について保証します。</p> <p>(1)原契約書等に明記されている、契約開始期日以降に発生した家賃・管理費(共益費)・駐車場代・変動費等(以下総称して「賃料等」といいます。)。ただし、本契約書に明記されているものに限るものとします。</p> <p>(2)原契約等の解除後における本物件の明渡し義務不履行によって生じた賃料等相当損害金</p> <p>(3)原契約等解除後に動産類(車両等)の残留物がある場合の撤去/保管/廃棄費用</p> <p>(4)前各号の債務の履行に関し、訴訟等の法的手続きに要した費用</p> <p>(5)その他、乙が相当と認めたもの</p> <p>(6)本契約を締結する前に既に発生していた債務は保証しないものとします。</p> <p>第6条(保証債務の履行)</p> <p>甲が原契約等に基づく債務の履行が遅延したため、乙が賃借人から保証債務の履行を求められたときは、乙は甲に対して事前に通知することなく弁済することができるものとします。</p>	<p>第7条(集金、送金)</p> <p>1.甲は乙に対し、甲が原契約に基づいて賃借人に支払う賃料等の支払いの集金及び送金業務を委託し、乙はこれを受託するものとします。なお、乙は、集金及び送金する金銭について、乙の固有の資産や他の業務に使用する資産とは混同することがないように分別し、管理するものとします。</p> <p>2.集金は、別に定める方法及び期限により行います。集金にかかる手数料は甲の負担とします。</p> <p>第8条(求償権)</p> <p>1.乙が保証債務を履行したときは、甲は乙の求償に従い次に定める額を支払わなければならないものとします。</p> <p>(1)乙が賃借人に支払った弁済額</p> <p>(2)前号に対する弁済の日から年14.6%の割合による遅延損害金</p> <p>(3)弁済のために要した諸費用</p> <p>(4)乙が負担した求償権の実行又は保全のために要した諸費用</p> <p>(5)明渡しに要した諸費用(裁判費用・撤去・保管・廃棄費用等)</p> <p>2.甲は、乙の求償について、乙が賃借人に対する債務に先んじて応じるものとし、賃借人にこれを承認させるものとし、乙は、前項で取得した求償権を自由に第三者に譲渡することができるものとします。</p> <p>第9条(事前求償等)</p> <p>1.甲が次の各号に該当する事由が生じたときは、乙は甲に対し、保証債務の履行前であっても事前に求償権を行使、委託された保証債務の停止、集金・送金の停止をすることができるものとします。</p> <p>(1)甲が破産手続き開始の決定を受けたとき</p> <p>(2)甲が原契約等に基づく債務又は乙に対する求償債務の支払を怠って滞納額が月額賃料の3ヶ月分相当額に達したとき</p> <p>(3)乙が求償権保全のために相当と判断したとき</p> <p>(4)原契約等に基づく債務が弁済期にあるとき</p> <p>2.甲は、前項の事情が生じた場合は、すみやかに原契約等を解除、その他方法により終了させなければならないものとします。</p> <p>第10条(残置物の扱い)</p> <p>1.本物件の明渡し及び成立した場合は、甲は本物件に残置された動産類の所有権を放棄したものとみなします。これにより乙は、当該動産類を自由に撤去(搬出/運搬)・保管・廃棄・処分・譲渡することができるものとします。</p> <p>2.甲は、前項に関して発生する一切の費用を負担するものとします。</p> <p>第11条(準拠法・合意管轄)</p> <p>本契約は日本法に基づき解釈されるものとし、甲乙間の協議によっても、本契約に関する紛争が円満に解決できない場合は、甲及び乙は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として紛争を処理するものとします。</p> <p>第12条(協議)</p> <p>本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙双方誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。</p>
--	---